

「交通政策基本計画 中間とりまとめ（素案）」について

1. 基本計画の前提

○交通政策基本法において、交通政策基本計画には、以下の事項を定めることとされている。
(第15条第2項)

- (1) 交通に関する施策の基本的方針
- (2) 交通に関する施策の目標
- (3) 交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) その他必要な事項

○交通政策基本法において、国の施策として、
・日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等(第16条)
等に関し必要な施策を講ずることが規定されている。(第16～31条)

○計画期間は、2015年度(平成27年度)～2021年度(平成33年度)の7年間を想定。
(次期社会資本整備重点計画(2017～2021年度を予定)と終期を揃える(同計画を前倒しで策定する場合には、その終期に合わせる。)とともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた計画とする趣旨。)

2. 中間とりまとめ（素案）の構成（詳細は次頁参照）

○交通に関する施策の基本的方針

交通政策基本法の規定や時代潮流を踏まえて、3つの「基本的方針」を設定する。
(基本的方針)

- A. 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現
- B. 成長と繁栄のための基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築
- C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

○交通に関する施策の目標

交通政策基本法の規定を踏まえつつ、計画期間内に目指すべき「目標」及びその趣旨を記載する。なお、数値目標については今後検討する。

○交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

「目標」の各々について、計画期間中に取り組むべき主要な施策の骨子を、これまでの取組を更に推進していくものと、取組内容を今後新たに検討するものに分けて記述する。

3. 今後のスケジュール

○6月・交通政策審議会・社会資本整備審議会(計画部会・小委員会)において、中間とりまとめ(素案)を審議済み。

○夏頃までに中間とりまとめを行い、年内を目途に交通政策基本計画を閣議決定。

交通政策基本計画 中間とりまとめ（素案）の概要

※海事局関係施策の記載状況

【本計画が対応すべき社会・経済の動き】

- (1) 急激な人口減少・少子化、高齢化
- (2) グローバリゼーションの進展
- (3) 巨大災害の切迫、インフラの老朽化
- (4) 食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題
- (5) ICTの劇的な進歩など技術革新の進展
- (6) 東日本大震災からの復興
- (7) 2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催

基本方針

A. 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現

- 【日常生活の交通手段確保】(16条)
- 【高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動】(17条)
- 【交通の利便性向上、円滑化、効率化】(18条)
- 【まちづくりの観点からの施策推進】(25条)

- ① 自治体中心に、コンパクトシティ化等まちづくり施策と連携し、地域交通ネットワークを再構築する
→ 官民の役割分担を明確にした上で、公有民営、デマンド交通など、多様な手法や交通手段を活用したベストミックスを実現
→ 過疎地、離島をはじめとした条件不利地域における交通基盤の構築
- ② 地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの展開を後押しする
→ 海陸連結型バス交通システム(バスフロート船)の開発
→ デマンド交通の効果的な導入の検討
- ③ バリアフリーをより一層身近なものにする
- ④ 旅客交通・物流のサービスレベルをさらなる高みへ引き上げる

B. 成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築

- 【産業・観光等の国際競争力強化】(19条)
- 【地域の活力の向上】(20条)
- 【観光立国の観点からの施策推進】(26条)
- 【国際連携確保・国際協力】(30条)

- ① 我が国の国際交通ネットワークの競争力を強化する
→ シェールガス、水素等の新たなエネルギー・輸送ルートの多様化に対応した安定的な輸送の実現
→ パナマ運河拡張、北極海航路等の新航路開発への対応
→ フェリー・RORO船を活用した海陸複合一貫輸送
→ 我が国商船隊の競争力確保
- ② 地域間のヒト・モノの流動を拡大する
→ 内航海運事業者の基盤強化
- ③ 訪日外客2000万人の高みに向け、観光施策と連携した取組を強める
→ クルーズ振興を通じた地域活性化
→ 水上バスをはじめとする観光用の河川舟運の促進
- ④ 我が国の技術とノウハウを活かした交通インフラ・サービスをグローバルに展開する
→ 海洋開発市場への進出促進
→ 海上輸送の安全確保への積極的な参画と貢献

C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

- 【運輸事業等の健全な発展】(21条)
- 【大規模災害時の機能低下抑制、迅速な回復】(22条)
- 【環境負荷の低減】(23条)

- ① 大規模災害や老朽化への備えを万全なものとする
→ 代替輸送・避難誘導
→ 災害発生時の船舶の活用
→ 津波救命艇の普及
- ② 交通関連事業の基盤を強化し、安定的な運行と安全確保に万全を期する
- ③ 交通を担う人材を確保し、育てる
→ 輸送を支える技能者、技術者の確保
→ 技術者の維持・継承
- ④ さらなる低炭素化、省エネ化を進める
→ 天然ガス燃料船・水素燃料電池船の導入・普及
→ シェールガス、水素等の新たなエネルギー・輸送ルートの多様化に対応した安定的な輸送の実現
→ モーダルシフト、輸送の省エネ化等

基本法上の国の施策

施策の目標

基本法上の国の施策

- 【関係者の責務・連携】(8~12, 27条)
- 【総合的な交通体系の整備】(24条)
- 【調査・研究】(28条)
- 【技術の開発及び普及】(29条)
- 【国民の立場に立った施策】(31条)

施策の推進に当たって特に留意すべき事項

- ① 国民・利用者の視点に立って交通に関する施策を講ずる
- ② 国、自治体、事業者、利用者、地域住民等の関係者が責務・役割を担いつつ連携・協働する
- ③ ICT等による情報の活用をはじめとして、技術革新によるイノベーションを進める
- ④ 2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催とその後を見据えた取組を進める